

千葉県告示第 211 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和3年3月29日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
わくわくすまいる穴川校 千葉県千葉市稲毛区 穴川2丁目4番4号 リヴファームANAGAWA 1F	株式会社佼和テクノス 千葉県市原市能満214 3番地75 代表取締役 神田 眞一	令和3年 4月1日	1250101779	児童発達支援、放課後等 デイサービス、保育所等 訪問支援